

厚生労働省・広島市・呉市保健所・福山市保健所 後援

広島県 後援予定  
歯科技工士生涯研修 基本研修課程

佐藤幸司(日技認定講師 日本歯科技工士会理事)  
歯科技工所の構造設備基準及び品質管理指針  
と歯科技工録について  
中西茂昭 (日本歯科技工士会会長)  
歯科技工業界の将来展望  
(歯科技工士の明日を切り拓くために)

\*講師の都合により講演順の変更の場合があります。

去る、平成17年3月18日付医政初 第0318003号にて、厚生労働省医政局長より各都道府県知事、各保健所を設置する市の市長、各特別区長宛に「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補綴物等の作成等及び品質管理指針について」の通知が発せられました。

歯科技工士法により歯科技工所の構造に不備があった場合、第24条で改善命令を行い、第25条で使用の制限が決められています。しかし、構造設備等の基準や指針が示されていないため不備を検証することが出来ませんでした。そのため今回医政局長通達という形で守るべき構造設備の基準が示されました。

すでに歯科技工所の開設及び改装または移転における行政への届け出にはこの構造設備基準が適用されており、歯科技工所の構造設備が不完全な場合歯科技工所の使用が禁止されることもあります。広島県歯科技工士会ではこの通知内容の周知を図るため以下の日程により研修会を開催いたします。歯科技工に従事されている方はぜひとも受講されることをお勧めいたします。

参考 歯科技工士法より抜粋 第六章 罰則

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三項 第二十五条の規定による処分に違反した者 (平一三法八七・旧第二十九条線下・一部改正)

問い合わせ先: 広島県歯科技工士会 (082) 506-1255

開催日: 平成19年2月18日(日)

開催時間: 午前10時～午後4時

開催場所: 広島国際会議場(コスモス)

下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX又は郵送にてお送りください。

詳細は広島県歯科技工士会ホームページに掲載しております。

<http://www.hiroshima-dental.or.jp/>

申込書

厚生労働省・広島市・呉市保健所 福山市保健所 後援 ● 広島県 後援予定 ● ● ● ● ● ● ● ●	<input type="checkbox"/> 広島県歯科技工士会会員 <input type="checkbox"/> 広島県歯科技工士会会員外 <input type="checkbox"/> 弁当	お申込 参加料 無料 10,000円 1,000円	募集期間 平成18年12月1日～平成19年1月20日迄 参加料お支払方法 お支払は当日受付でお支払ください
〒732-0057 広島県広島市東区二葉の里1-1-68 広島パレスビル 社団法人 広島県歯科技工士会	会員人数 _____ 会員外人数 _____ 参加合計人数 _____	申し込み責任者氏名 _____ 御住所 _____ お電話番号 _____	
TEL (082) 506-1255 Fax (082) 506-1256 Email office@hiroshima-dental.or.jp			